平成２１年（フ）第８５号
群馬県太田市富沢町323番地の３
破産者　有限会社マルマ設備工業
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第１４８８号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎920番地の１
破産者　有限会社渡部製作所
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
埼玉県さいたま市岩槻区真福寺67番２
破産者　共和産業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５６号
愛知県北名古屋市宇福寺中杁132番地
破産者　有限会社塚本鉄工
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１３２２３号
千葉県野田市尾崎1347番地
破産者　岸部工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１３２２４号
千葉県野田市尾崎1347番地
破産者　有限会社岸部運送
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１４９２８号
千葉県柏市花野井720―12　オーベル柏の葉ヒルズ弐番館206
破産者　岸部　　一
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１４９２９号
千葉県野田市尾崎1347
破産者　岸部　典子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０５５号
東京都目黒区青葉台１丁目10―22、開始決定時の住所東京都渋谷区松濤１丁目14―12
破産者　川又　幸彦
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４９１号
東京都豊島区南池袋４丁目16番６号
破産者　株式会社メガチップス
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２５３号
滋賀県東近江市五個荘金堂町274番地の３
破産者　吉野工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成１９年（フ）第１０７９１号
大阪府摂津市鶴野４丁目３番26号
破産者　有限会社メイプル
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７３６７号
大阪府茨木市大手町12番30号
破産者　株式会社関西進学セミナー
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７９８０号
大阪市中央区本町１丁目５番７号西村ビル
破産者　株式会社ファインズ・システムコンサルタント
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１８号
大阪市福島区吉野２丁目15番17号阪神野田駅前第２ビル６Ｆ
破産者　株式会社Ｔ．Ａ．プランニング
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３６７号
大阪府茨木市真砂１丁目12番19―102号
破産者　エスエス興業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６７０号
大阪市中央区平野町３丁目３番７―410号
破産者　株式会社門内建築事務所
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１７７号
大阪市西淀川区柏里３丁目12番28号
破産者　株式会社塚本家具
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１８６号
大阪府吹田市千里山東１丁目14番５号パティオ千里山202号
破産者　株式会社ニック
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２１５号
大阪市平野区長吉六反２丁目２番71号
破産者　有限会社ハタノ製作所
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３８４号
大阪市淀川区三津屋北３丁目３番６号
破産者　共和油業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０５７号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番28号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市南桜塚４丁目10番９号
破産者　有限会社テーラー石光
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部